

戸別所得補償モデル対策の骨子

戸別所得補償モデル対策の骨子 (未定稿)

1 趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の崩壊など危機的な状況にある。このため、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要がある。

23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、22年度に戸別所得補償モデル対策を実施する。

2 水田利活用自給力向上事業

(1) 対象農業者

捨てづくり防止の要件（実需者と出荷契約を取り交わすこと等（(5)の③））を満たし、交付対象作物を生産する販売農家・集落営農とする。

(2) 交付単価

① 戦略作物

作物名	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、 大豆（黒大豆含む）、飼料作物	35,000円／10 a
新規需要米（米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、 WCS用稲）	80,000円／10 a
そば、なたね、加工用米	20,000円／10 a

② その他作物

10,000円／10 a

③ 二毛作助成

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士を組み合わせる場合のみ対象となる。

15,000円／10a

(注1) 平成22年産は、水田経営所得安定対策が実施されるので、麦・大豆については、上記の交付単価に加えて、生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）が支払われる。

(注2) バイオ燃料用米は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づき生産され、バイオ燃料製造業者に引き渡される米を対象とする。

(3) 交付単価の扱い

① 戦略作物

作付面積に応じて統一単価で交付する。

② その他作物

地域の実態を踏まえ、都道府県又は都道府県協議会が、国と協議の上、対象作物及び単価を設定できる仕組みとする。

(注) 戦略作物及びその他作物の交付単価の考え方については、別紙1「水田利活用自給力向上事業の交付単価の考え方」を参照。

③ 二毛作助成

ア 交付対象

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士を組み合わせる場合のみ対象となる。(野菜等のその他作物を組み合わせた二毛作は交付対象外)

イ 作付パターン

(注) 別紙2「二毛作助成の対象となる作付パターン」を参照。

(4) 激変緩和措置

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、激変緩和措置を講ずる。

(注) 別紙3「激変緩和措置の考え方」を参照。

(5) 主な要件等

① 調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地は交付対象外とする。

② 麦・大豆から転換する新規需要米の扱い

水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合は、麦・大豆の作付転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払の交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の助成対象とする。

③ 捨てづくりを防止するための要件

ア 麦、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米

- ・ 実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること（実需者と出荷販売契約を取り交わした集荷業者との出荷契約を含む）
- ・ 収穫を行うこと
- イ 大豆、加工用米
 - ・ 実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること（実需者と出荷販売契約を取り交わした集荷業者との出荷契約、実需者団体と集荷業者団体との供給計画に基づく計画的出荷を含む）
 - ・ 収穫を行うこと
- ウ 飼料作物、WCS用稲
 - ・ 畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存すること
 - ・ 収穫を行うこと
- エ そば、なたね
 - ・ 収穫を行うこと
- オ その他作物
 - ・ 収穫を行うこと（収穫・販売を目的とする作物）、又は、
 - ・ 通常の間理等を行っていること（地力増進作物等）

（注）収穫を行ったこと、通常の間理等を行ったことは、作業日誌等により確認する。

3 米戸別所得補償モデル事業

（1）対象農業者

米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家・集落営農とする。

① 「販売農家」について

水稻共済加入者であれば、販売農家とみなす。水稻共済未加入者であっても、前年度の出荷・販売先との契約状況の申告があれば対象とする。

② 「集落営農」について

規約及び代表者を定めて、米の生産・販売について共同販売経理をしているものを対象とする。なお、集落営農は、交付申請の際に構成農家名簿を提出する。

③ 「生産数量目標に即した生産を行うこと」について

米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用米の作付を行っていることとする。なお、確認は面積により行う。

（注）生産数量目標の換算面積は、都道府県・地域・農業者間の調整が行われ確定された生産数量目標を地域単収で換算した面積である。

（2）交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10aを控除して算定する。

なお、酒造好適米、種子用米については、自家消費に回らないことが確実と見込まれることから、10a 控除の対象とはしない。

(注) 新規需要米、加工用米については、生産数量目標の外数として扱われるものであることから、主食用米の作付面積にカウントしない。

(3) 交付単価

① 定額部分の交付単価

全国一律単価とし、当年産米の販売価格いかにかわらず交付する。

交付単価 15,000円/10a

(参考) 交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円/60kg
b	標準的な販売価格	11,978円/60kg
c	差引 (a - b)	1,725円/60kg
d	交付単価 (c × 530kg/10a ÷ 60kg)	15,238円/10a ≒ 15,000円/10a

(注) 標準的な生産に要する費用は、米の生産費統計(全国平均)における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年(平成14年産から20年産)中庸5年の平均により算定した。

標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去3年(平成18年産から20年産)の平均から流通経費等を除いて算定した。

② 変動部分の交付単価

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を交付する。

(注) 当年産米の販売価格については、当年産の出回りから1月までの全銘柄平均の相対取引価格を使用する。

(4) 留意事項

① 調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地により生産数量目標を達成している農業者は、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し認定を受けることを要件として、モデル事業の対象とする。

なお、モデル事業の実施期間に、市町村、地域協議会、地方農政事務所等が地域の不作付地を把握し、本格実施以後は、地域を上げて、不作付地の改善に取り組むこととする。

② 集落営農から脱退する場合の扱い

集落営農の構成農家が単独で交付金を受けようとする場合には、集落営農か

ら脱退することについて同意が得られていることを確認できる書類（総会の議事録、代表者の同意書等）を国（農政事務所等）に提出する。

4 モデル対策の加入申請・交付手続等

（1）加入申請

本対策の交付金を受けようとする農業者は、当年6月末までに、地方農政事務所に対して加入申請を行うこととする。その際、市町村又は地域水田農業推進協議会等を通じて申請することができる。

（2）交付申請・交付金の支払い時期

- ① 本対策の交付金は、国が農業者からの交付申請を受け、農業者が指定した口座に直接支払う。
- ② 予め交付単価が決まっている米戸別所得補償モデル事業の定額部分の交付金及び水田利活用自給力向上事業の交付金については、当年の10月頃から交付申請を受け付けて、早ければ年内から交付金が受けられるようにする。
- ③ また、米戸別所得補償モデル事業の変動部分の交付金については、本事業の定額部分の交付金と同時に交付申請を受け付け、年度内に交付金を受けられる仕組みとする。

5 推進体制

（1）推進体制の整備

戸別所得補償制度の趣旨、モデル対策の内容等の周知等をはじめ、モデル対策の交付金の申請手続等を円滑に進めるため、国と都道府県・市町村とが連携を密にし、水田農業推進協議会の機能も活用しながら、（2）に示す関係機関の役割分担に基づき、都道府県段階と地域段階が連携した取組を進めることとする。

（注）別紙4「戸別所得補償制度モデル対策の推進体制（イメージ）」及び別紙5「戸別所得補償制度に関するモデル対策の現場実務スケジュール（イメージ）」を参照。

（2）関係機関の役割分担

① 都道府県

ア 都道府県水田農業推進協議会の意見を聞いて、市町村ごとの生産数量目標の配分ルールを策定し、市町村ごとに配分

イ 関係機関と連携し、地域に対して戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知

ウ 水田利活用自給力向上事業におけるその他作物の選定とその単価の設定等

② 都道府県水田農業推進協議会

- ア 市町村ごとの生産数量目標の配分ルールについて、都道府県に対して意見具申
- イ 地域協議会が設定した生産数量目標の配分状況の取りまとめ
- ウ 都道府県と連携して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
- エ 都道府県が行う、水田利活用自給力向上事業におけるその他作物の選定とその単価の設定に関して意見具申
- 等

③ 市町村又は地域水田農業推進協議会

- ア 市町村が提供する地域の生産数量目標を基に、地域水田農業推進協議会(地域協議会)が農業者等ごとの生産数量目標(換算面積)の配分ルールを決定し、農業者等に対して生産数量目標(換算面積)を通知
- イ 農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容等を周知
- ウ 地方農政事務所と連携して、モデル対策に係る農業者等の申請手続の支援、米の生産数量目標の達成、対象作物の作付面積の確認、水田情報システムへのデータ入力等
- エ 農業者等ごとの水田情報(水田台帳)の整備
- 等

④ 地方農政局・農政事務所

- ア 都道府県、市町村等関係機関、農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容等を周知
- イ 市町村又は地域協議会と連携して、農業者等の加入申請・交付申請の受付
- ウ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力
- エ アダプス入力、交付金の支払い
- 等

(注) 平成23年度からの本格実施の際には、生産数量目標の設定方法等と併せて新たな制度に対応した実施体制を検討していくこととする。

6 その他の関連事項

(1) 推進に要する経費

戸別所得補償制度の周知、モデル対策の要件確認等の推進に必要な経費については、都道府県又は都道府県水田農業推進協議会を事業主体とする戸別所得補償制度導入推進事業により補助する。

(2) 本対策の交付金の税制上の扱い

米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業の交付金については、農業経営基盤強化準備金の対象とする。

(3) 米戸別所得補償モデル事業の交付金と水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の交付金との調整

平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策が同時に実施されるが、米戸別所得補償モデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少影響緩和対策でも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てんの内容が重複しないよう調整する必要がある。

このため、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除することとする。

(4) 集荷円滑化対策の扱い

集荷円滑化対策は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものである。米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償がなされるため、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができる。

このため、平成22年度は、集荷円滑化対策は実施しないこととし、同対策に係る生産者拠出も行わないこととする。

なお、平成23年度以降の取扱いについては、平成16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者拠出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、今後検討する。

(5) 新規需要米・加工用米の横流れ防止について

新規需要米・加工用米については、その定められた用途に適切に供されることが不可欠である。

新規需要米・加工用米の取組状況については、面積ベースで把握することとするが、それが困難な時には、その出荷売渡数量を把握し、当年の地域単収を用いて換算する等により確認する。

また、次のような措置を講じることにより、横流れ防止の徹底を図る。

- ① 食糧法に基づき、新規需要米等の用途外使用の禁止など、米穀出荷・販売事業者が遵守すべきルールを整備したところである。
- ② 米トレサ法に基づき、新規需要米等の譲受け、譲渡し時の記録を義務付ける。
なお、平成22年10月の米トレサ法施行以前においても、関係者に対して周知、徹底を図るなどの取組を行う。
- ③ 食糧法に基づく立入検査を行い、違反者に対しては勧告・命令を実施する。

水田利活用自給力向上事業の交付単価の考え方

(1) 戦略作物

作付面積に応じて統一単価で交付する。ただし、激変緩和措置として、麦・大豆・飼料作物の交付総額の範囲内で、飼料作物の単価を減じて麦・大豆の単価を上乗せすることを可能とする。

(2) その他作物

野菜、花き、地力増進作物等、地域によって振興作物が様々であることから、地域の実態を踏まえ、対象作物及び単価を設定できる仕組みとする。

ア 設定主体

都道府県又は都道府県協議会が、国と協議の上、対象作物及び単価を設定する。

イ 対象作物

戦略作物以外の作物を基本とし、都道府県内で一律に対象作物を設定する。なお、必要に応じ、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

ウ 単価設定

都道府県内で一律の単価とし、「対象作物の面積×10,000円/10a」の範囲内で交付単価を設定する（交付単価の増減により10,000円/10a以上の単価設定も可能）。この場合の対象作物の面積は、直近の交付面積を基に見込む。

エ 単価の減額調整

計画よりも実際の取組が拡大した場合は、交付金額の範囲内に収まるよう、単価を減額して農業者に交付する。その際、次の係数を用いて、一律的に単価を減額する。

単価調整係数	=	$\frac{22年度の交付面積 \times 10,000円 / 10a}{(22年度の作物ごとの交付面積 \times 作物ごとの単価) の合計}$
--------	---	--

(別紙2)

二毛作助成の対象となる作付パターン

作付のパターン		交付金額 (円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基本助成	二毛作助成
・ 主食用米	＋ 麦	(米モデル) 3.5万円	＋ 1.5万円
・ 大豆	＋ 麦	3.5万円	＋ 1.5万円
・ 大豆	＋ 野菜	3.5万円	－
・ 麦	＋ そば	3.5万円	＋ 1.5万円
・ 麦	＋ 野菜	3.5万円	－
・ 米粉・飼料用米	＋ 麦	8万円	＋ 1.5万円
・ 米粉・飼料用米	＋ 野菜	8万円	－
・ 野菜	＋ 野菜	1万円程度	－
		(地域単価)	

注1：二期作の助成額

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果。

このため、例えば、二期作で米粉・飼料用米の生産を行う場合の助成額は次のとおり。

一期目作物	二期目作物	基本助成	二毛作助成
・ 米粉・飼料用米	＋ 米粉・飼料用米	8万円	＋ 1.5万円

注2：稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦＋大豆・そばを翌年産としてカウント（収穫年で整理）することとし、その助成額は次のとおり。

作付のパターン		交付金額 (円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基本助成	二毛作助成
(当年産) 主食用米	－	(米モデル) 3.5万円	＋ 1.5万円
(翌年産) 麦	＋ 大豆	3.5万円	＋ 1.5万円
(当年産) 米粉・飼料用米	－	8万円	
(翌年産) 麦	＋ 大豆	3.5万円	＋ 1.5万円

激変緩和措置の考え方

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、以下の(1)、(2)の措置を講ずる。

(1) 単価設定の弾力的運用等

ア その他作物助成を活用した単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、その他作物助成(10,000円/10a)を活用し、新規需要米を除く戦略作物への加算を行う。

イ 麦・大豆・飼料作物(35,000円/10aグループ)間での単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、麦・大豆・飼料作物の総交付見込額の範囲で、これまで単価の低かった飼料作物の単価を減じて、麦・大豆の単価を上乗せする。

ウ 二毛作助成による激変緩和効果

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士による二毛作への支援を行うことにより、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

(2) 激変緩和調整枠の設定

(1)の取組を行っても、なお、交付額の減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の激変緩和調整枠を設定する。

ア 都道府県配分

データが整理されている平成20年度の交付金活用実績等を考慮し、平成22年度の交付推計額が減少する都道府県を対象として、その減少分に応じて調整枠を配分する。

その際、都道府県別の、(1)のイ及びウ(=麦・大豆・飼料作物間での単価調整及び二毛作助成)による効果を勘案し、配分上の考慮を行う。

ただし、(1)のイとウの効果により配分額がゼロになる県もあることから、各県ともに最低限の配分がなされるよう調整する。

イ 調整枠の運用

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、配分された調整枠を活用し、これまでに確立されてきた産地の生産体制を維持するための激変緩和の支援として、単価変動の大きい作物への加算措置を講ずる。

この場合、都道府県段階から地域協議会段階に対し、調整枠を配分し、地域協議会段階において加算措置の内容を設定することも可能。

《加算措置の具体例》

- ・集落営農や生産組織等に対する加算
- ・ほ場の団地化やブロックローテーションに対する加算
- ・産地確立に向けた一元集出荷に対する加算 等

(3) 単価の減額調整

(1) のア及びイ並びに (2) において、計画時点よりも取組面積が拡大し、所要額が調整枠等を超過する場合には、調整枠等の範囲内に収まるよう、単価を減額調整する。

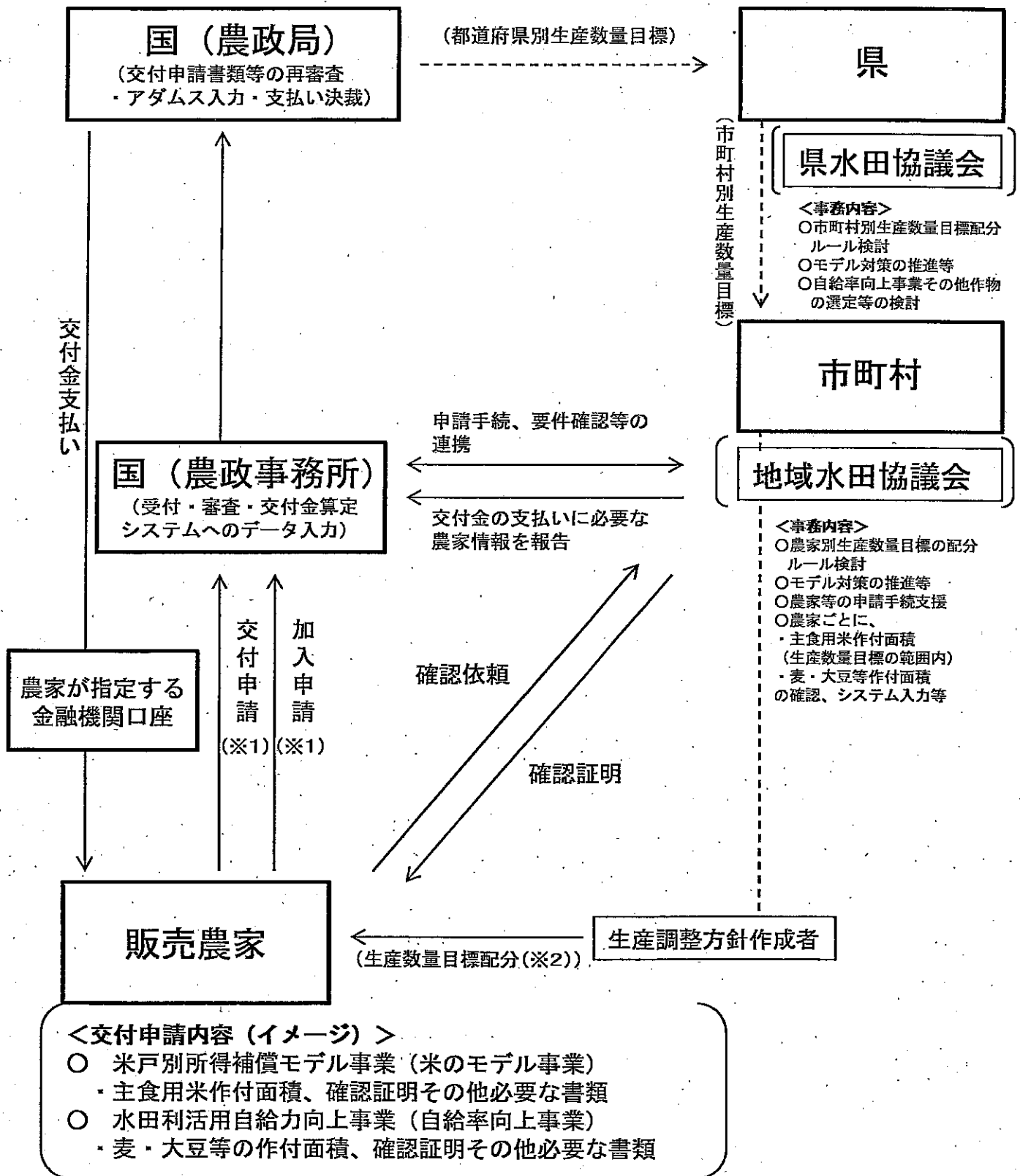
その際、次の係数を用いて、一律的に単価を減額する。

$$\text{単価調整係数} = \text{調整枠等} / (\text{作物取組ごとの平成22年度の交付面積} \times \text{単価}) \text{の合計}$$

(注) 市町村段階での激変緩和調整枠の交付額の扱い

市町村又は地域協議会段階で加算措置を講じる場合、農業者ごとの交付額については、市町村又は地域協議会が算定した結果を、都道府県又は都道府県協議会を通じて国（地方農政局・農政事務所）に提供する。

戸別所得補償制度モデル対策の推進体制（イメージ）



※1 加入申請・交付申請については、地域の合意により、市町村又は水田協議会を経由して行うことができる。

※2 生産調整方針に参加しない販売農家に対しては地域水田協議会から配分する。

-26-

モデル対策に関する論点について

モデル対策に関する論点について

- 論点① 米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき
- 論点② なぜ余っている米に所得補償するのか
- 論点③ なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか
- 論点④ モデル事業なので地域限定で行うべき
- 論点⑤ 構造改革に資するものとすべき
- 論点⑥ なぜサラリーマン農家に所得補償するのか
- 論点⑦ 農家負担や地方負担を導入すべき

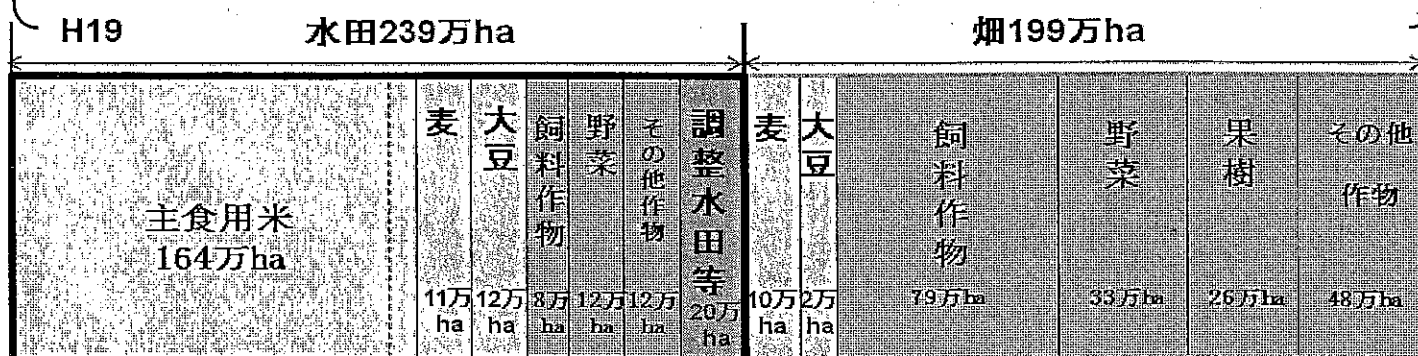
平成 2 1 年 1 2 月

農林水産省

論点①

自給率をアップさせるためには、米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき

稲作農家は米だけではなく、麦や大豆などの転作作物を水田に作付（米は全国平均で約4割の転作）。一方、畑にも麦、大豆が作付けられているが、畑は作付拡大の余地があまりない。



裏作麦約5万ha

水田をターゲットに、麦、大豆、飼料用・米粉用米の作付の拡大を図ることが自給率向上のカギ。

- ①米の需給調整を効率的に進めつつ
- ②麦について二毛作を飛躍的に拡大
- ③水田作の麦・大豆の単収を向上
- ④不作付水田で飼料用・米粉用米の生産を定着

自給率向上の要は、麦、大豆とセットで米に支援を行い、「水田農業の担い手」の経営安定を通じて、水田を生き活きと活用して転作作物の増産を図ること

論点②

なぜ余っている米に所得補償するのか

生産数量目標に従って米の作付を行う農家に対して、その数量の範囲で支払う仕組み。



余っている米には支払われない

稲作の担い手の所得も10年間で4割以上減少 → 稲作農家の経営継続が困難になりつつある。

担い手層の所得の推移(稲作3ha以上)

	平成9年	平成14年	平成19年	増減率(%) (9-19)
米価(農家手取り)	15,717	14,171	12,075	▲23.2%
経営費	8,483	8,016	7,822	▲7.8%
所得(米価-経営費)	7,234	6,155	4,253	▲41.2%

注:米価(農家手取り)は、それぞれの年産のコメ価格センターの平均価格から、相対価格との差額1000円と流通コスト2000円を引いたもの。



定額部分の助成を行うことにより、担い手の経営安定を図り、将来の構造改革を誘引する

担い手の高齢化の状況を踏まえれば、5～10年後には、担い手が急激に減少。その時になって対策を講じても間に合わない。

論点③

なぜ、モデル事業で 「米」を対象とするのか

23年度からは、本格実施することが前提

その中で、

- ①価格やコストのデータがある、**
- ②コスト割れが恒常的、**
- ③コスト割れを補う支援がない**

といった条件を満たすのは、「米」のみ



**米でスムーズに実施できれば、
他の品目の追加への道が開ける**

生産コストのデータがない品目：そば、なたね、水産など
コスト割れを補う支援策のある品目：麦・大豆等の畑作物目、
加工原料乳、肉用牛など

論点④

モデル事業なので地域限定で行うべき

米は、

- ① **全国の農家が、需給調整に取り組んでおり、**
- ② **各地で、生産コストや販売価格が異なる。**



特定の地域だけでは、制度が適切に機能するかを検証できない。



全国を対象とすることが必要

仮に地域限定でモデル事業を行うと・・・

- ① **交付金を受け取れる農家と、受け取れない農家の間で、不公平が生じる。**
- ② **これにより、需給調整が緩めば、別の財政支出を強いられる。**
- ③ **地域別の単価にすべきとの声が高まり、全国一律単価の導入が不可能になる。**

論点⑤

構造改革に資するものとすべき

全国一律の単価

- ①規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、
- ②販売価格を高める努力を行った地域ほど、
所得が増える仕組み



構造改革のインセンティブが働く



**一定水準まで所得を補償する
「岩盤」の導入**

- ① 担い手にとって、収入額の見通しが立つようになることで、規模拡大に取り組める環境ができる。
- ② サラリーマン農家の中からも、意欲を持って水田農業に取り組む者が出現することが期待できる。

論点⑥

なぜサラリーマン農家に 所得補償するのか

米の生産の大宗は、主業農家以外(サラリーマン農家と高齢農家)が担う状況

	主業農家 38%	準主業農家 24%	副業的農家 38%
米			
野菜	82%	8%	9%
酪農	95%	2%	3%

※準主業農家: 農外所得が主で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家
※副業的農家: 年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいない農家

農業を主とする担い手のいない水田集落が全体の過半を占める

北海道14%、東北23%、関東42%、北陸47%、
東海67%、近畿63%、中国四国68%、九州57%



- 1 サラリーマン農家も、食料供給と多面的機能の維持に貢献。
- 2 担い手を一気に出現させるのは無理。サラリーマン農家を後押しして、担い手を育てていくのが現実的。
- 3 サラリーマン農家を需給調整に取り込む必要。

論点⑦

農家負担や地方負担を導入すべき

<農家負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② コスト割れを補償する措置

〔コストのうち家族労働費は8割を算入し、残り2割分は農家の自助努力を期待。〕



農家の負担を求めることは適当でない。

<地方負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② 国から直接、農業者に支払う方式



地方負担を求める理由が乏しい。

さらには、**地方財政も苦しい中で、地方の理解を到底得られない。**

米の生産数量目標関係

平成22年産米の都道府県別の生産数量目標(需要量に関する情報)

(単位:トン、ha)

都道府県	生産数量目標	面積換算値	都道府県	生産数量目標	面積換算値
北海道	604,510	112,990	滋賀	174,460	33,680
青森	267,300	46,090	京都	80,720	15,800
岩手	295,240	55,390	大阪	28,000	5,680
宮城	382,210	72,120	兵庫	193,010	38,300
秋田	461,870	80,610	奈良	43,630	8,500
山形	381,170	64,170	和歌山	37,130	7,530
福島	365,020	67,970	鳥取	72,360	14,080
茨城	355,390	68,340	島根	98,000	19,250
栃木	321,790	59,700	岡山	167,230	31,790
群馬	83,250	16,850	広島	138,090	26,400
埼玉	161,280	32,710	山口	121,630	24,130
千葉	262,150	49,180	徳島	60,880	12,840
東京	930	230	香川	76,490	15,330
神奈川	14,940	3,060	愛媛	79,680	16,000
新潟	557,830	103,490	高知	52,070	11,340
富山	206,730	38,640	福岡	197,350	39,550
石川	132,430	25,520	佐賀	152,220	28,880
福井	136,060	26,320	長崎	67,120	14,160
山梨	28,750	5,260	熊本	207,080	40,210
長野	205,900	33,050	大分	126,910	25,230
岐阜	122,770	25,160	宮崎	102,940	20,880
静岡	87,390	16,770	鹿児島	120,360	25,130
愛知	144,250	28,450	沖縄	3,210	1,040
三重	150,260	30,050	全国計	813万トン	154万ha

22年産米の都道府県別の生産数量目標(21年産米との比較)

	21年産米の 生産数量目標		22年産米の 生産数量目標		前年産との差	
	トン	面積換算値	トン	面積換算値	トン	増減率
		ha		ha		%
北海道	605,720	113,430	604,510	112,990	▲ 1,210	▲ 0.2
青森	266,780	46,000	267,300	46,090	520	0.2
岩手	295,830	55,500	295,240	55,390	▲ 590	▲ 0.2
宮城	382,980	72,260	382,210	72,120	▲ 770	▲ 0.2
秋田	467,160	81,530	461,870	80,610	▲ 5,290	▲ 1.1
山形	381,930	64,300	381,170	64,170	▲ 760	▲ 0.2
福島	365,000	67,970	365,020	67,970	20	0.0
茨城	355,040	68,280	355,390	68,340	350	0.1
栃木	321,240	59,600	321,790	59,700	550	0.2
群馬	83,160	16,830	83,250	16,850	90	0.1
埼玉	161,140	32,550	161,280	32,710	140	0.1
千葉	262,030	49,350	262,150	49,180	120	0.0
東京	930	230	930	230	0	0.0
神奈川	14,930	3,070	14,940	3,060	10	0.1
新潟	570,000	105,750	557,830	103,490	▲ 12,170	▲ 2.1
富山	207,140	38,720	206,730	38,640	▲ 410	▲ 0.2
石川	132,700	25,670	132,430	25,520	▲ 270	▲ 0.2
福井	136,330	26,370	136,060	26,320	▲ 270	▲ 0.2
山梨	28,620	5,230	28,750	5,260	130	0.5
長野	206,840	33,200	205,900	33,050	▲ 940	▲ 0.5
岐阜	121,770	24,950	122,770	25,160	1,000	0.8
静岡	87,310	16,690	87,390	16,770	80	0.1
愛知	144,140	28,430	144,250	28,450	110	0.1
三重	150,020	30,000	150,260	30,050	240	0.2
滋賀	174,810	33,750	174,460	33,680	▲ 350	▲ 0.2
京都	80,880	15,830	80,720	15,800	▲ 160	▲ 0.2
大阪	27,970	5,670	28,000	5,680	30	0.1
兵庫	193,400	38,370	193,010	38,300	▲ 390	▲ 0.2
奈良	43,570	8,490	43,630	8,500	60	0.1
和歌山	36,830	7,470	37,130	7,530	300	0.8
鳥取	72,510	14,030	72,360	14,080	▲ 150	▲ 0.2
島根	98,050	19,260	98,000	19,250	▲ 50	▲ 0.1
岡山	167,000	31,750	167,230	31,790	230	0.1
広島	138,370	26,460	138,090	26,400	▲ 280	▲ 0.2
山口	121,870	24,180	121,630	24,130	▲ 240	▲ 0.2
徳島	60,840	12,840	60,880	12,840	40	0.1
香川	76,640	15,360	76,490	15,330	▲ 150	▲ 0.2
愛媛	79,840	16,030	79,680	16,000	▲ 160	▲ 0.2
高知	51,980	11,320	52,070	11,340	90	0.2
福岡	197,260	39,530	197,350	39,550	90	0.0
佐賀	152,530	28,890	152,220	28,880	▲ 310	▲ 0.2
長崎	66,340	14,000	67,120	14,160	780	1.2
熊本	206,460	40,090	207,080	40,210	620	0.3
大分	127,160	25,280	126,910	25,230	▲ 250	▲ 0.2
宮崎	103,150	20,920	102,940	20,880	▲ 210	▲ 0.2
鹿児島	120,600	25,180	120,360	25,130	▲ 240	▲ 0.2
沖縄	3,220	1,040	3,210	1,040	▲ 10	▲ 0.3

注:21年産米の生産数量目標は、都道府県間調整前の数値。

生産数量目標の配分に当たって留意していただきたいこと

22 年産米の生産数量目標は、現在検討中の米戸別所得補償モデル事業による交付金の交付要件となるものであることから、補助金の適確な執行の確保の観点からも、従来以上に公平・公正、透明性のある手続によることが必要。また、需給調整の適確な推進に資するものとなるよう適切な運用が必要。については、以下の点に御留意の上、円滑な推進に当たっていただきたい。

- 1 都道府県レベル、市町村レベルにおいて、配分ルールを公表する。
- 2 今回のモデル事業の実施に当っては、ペナルティ的措置は廃止するのが原則との考え。

したがって、すべての米生産農業者に適切に配分する。

具体的には、

- ① 米モデル事業の交付金が交付されない農業者にも適切に数量目標を配分する。

◎ 不適切な事例

- ・ 米モデル事業の対象とならない 10 a 未満の農業者には数量目標を配分せず、その数量を交付対象農業者に上乗せする。
- ・ 米モデル事業に参加しないことを明言している農業者には数量目標の配分を行わない、又は著しく少ない数量目標しか配分を行わず、そこで生じた余剰分を交付対象農業者に上乗せする。

- ② これまで需給調整に参加していなかったが今後参加しようとする農業者への配分については、これまで需給調整に参加してきた農業者との間で合理的な理由のない差別的取扱いがなされてはならない。

その際に一方で、今まで需給調整に参加してきた農業者が逆に大きな不利益を被らないようにも配慮することが必要。

したがって、生産数量目標の配分に当たって、従来から需給調整に参加されてきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にとって、できるだけ納得感のあるものとするため、地域において、場合によっては県レベルまで広げて工夫をすることが重要。

- 3 地域協議会がない地域においては、行政、生産者団体等関係者が連携して配分する。

戸別所得補償制度に関する地方窓口
(お問い合わせ先)

	担当窓口	連絡先
本 省	大臣官房戸別所得補償制度推進チーム	03-6744-1850
北 海 道	北海道農政事務所 戸別所得補償制度推進チーム事務局	011-642-5469
東 北 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)	東北農政局 戸別所得補償制度モデル対策推進室	022-722-7337
関 東 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・ 東京・神奈川・山梨・長野・静岡)	関東農政局生産経営流通部農産課	048-740-0409
北 陸 (新潟・富山・石川・福井)	北陸農政局生産経営流通部農産課	076-232-4302
東 海 (岐阜・愛知・三重)	東海農政局 戸別所得補償制度準備室	052-715-5191
近 畿 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・ 和歌山)	近畿農政局生産経営流通部農産課	075-414-9020
中国四国 (鳥取・島根・岡山・広島・山口・ 徳島・香川・愛媛・高知)	中国四国農政局 戸別所得補償制度推進準備室	(代)086-224-4511 (内2801、2803) (時間外直通) 086-230-4256
九 州 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・ 宮崎・鹿児島)	九州農政局生産経営流通部農産課	096-353-7379
沖 縄	沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課	098-866-1653